

作成日時：
年 月 日
申請者氏名：
↓該当しない項目はーとする。

No.	書類名	確認事項	チェック欄	備考
1	【共通】注意事項	要綱・HP・手引き・Q&A等をよく読み、内容について確認したか。		
2	【共通】注意事項	ボールペンなど文字が消えないペンで記入しているか。または、パソコン等で作成しているか。		
3	【共通】注意事項	修正液・テープで修正している箇所はないか。		
4	【共通】注意事項	チェック漏れ、記載漏れはないか。		
5	【共通】注意事項	同一年度に複数回申請していない		
6	添付書類 誓約書（別添様式）	「誓約書（別添様式）」を読み内容を確認し、署名または押印をしているか。		
7	様式第1号 交付申請書	申請者名は申請する者の氏名となっているか。		
8	様式第1号 交付申請書	No.1～7の必要箇所にチェック漏れ、記載漏れはないか。		
9	様式第1号 交付申請書	補助対象設備の設置予定場所は、添付資料の地番と一致しているか。		
10	様式第1号 交付申請書	メーカー名、仕様名称、型番は契約書（案）や見積書等と一致しているか。		
11	様式第1号 交付申請書	工事着手日は、2025年4月1日以降かつ交付申請から2週間後ごろの日付で計画されているか。（少なくとも交付申請日以降か）		
12	様式第1号 交付申請書	工事完了日は、補助要件をすべて満たし、実績報告ができる状態になる日となっているか。		
13	様式第1号 交付申請書	総工費は、契約書（案）や見積書の金額と一致しているか。一致していない場合は別途書類で算出根拠が分かるか。		
14	様式第1号 交付申請書	申請額は補助対象額×2/3となっているか。		
15	様式第1号 交付申請書	申請額の千円未満は切り捨てとなっているか。		
16	様式第1号 交付申請書（断熱改修）	申請額は上限額以下か ※対象経費の2/3（戸建住宅1戸あたり：上限120万円、集合住宅1戸ごと：上限15万円（このうち、玄関ドアは、戸建住宅1戸当たり：上限5万円、集合住宅1戸ごとに：上限20万円））		
17	様式第1号 交付申請書	補助金交付申請額は補助対象外経費を除いた額となっているか。（補助対象でない機器や工事の金額を含めていないか。）		
18	様式第2号 委任状	申請を事業者に委任している場合、添付されているか。		
19	様式第3号 村税等納入状況調査承諾書	記入しているか。		
20	添付書類 納税証明書	申請時、村内に住所がない場合、添付されているか。		
21	添付書類 納税証明書	（申請時申請者が居住する自治体において）滞納がないか。		
22	様式第4号 交付対象設備設置承諾書	当該住宅等が申請者の所有ではない場合（土地・住宅等が借地、借家の場合）記入しているか。		
23	様式第4号 交付対象設備設置承諾書（法人の場合）	当該住宅等が申請者の所有ではない場合、承諾者の押印があるか。		
24	添付書類（法人の場合）	以下の書類が添付されているか。 ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し） ・役員名簿		
25	添付書類 申請者と支店等の関係性及び支店等の住所がわかる資料	申請者の住所と異なる支店等を使用の本拠地とする場合、添付されているか。		
26	添付資料 契約書（案）・見積書等の写し	対象システム設置に関する費用の内訳が記載された見積書・契約書（案）などの写しはあるか。		
27	添付資料 契約書（案）・見積書等の写し	申請者＝宛先になっているか。		
28	添付資料 契約書（案）・見積書等の写し	交付決定前着手の場合は、様式第6号事前着手届が提出されているか。		
29	添付資料 見積書等の写し	見積書の作成日は交付申請日より前か		
30	添付資料 見積書等の写し	有効期限がある場合には、申請時に有効な見積もりであるか。		
31	添付資料 見積書等の写し	入札の実施又は2者以上の業者から見積書を取得し、最低価格を提示した者（見積書）を選定しているか。（1者のみからの見積書取得の場合は、業者選定の理由が示されているか）		
32	添付資料 契約書（案）・見積書等の写し	各設備等の補助対象経費は、各部品や経費ごとに内訳明細により確認できるか。		
33	添付資料 契約書（案）・見積書等の写し	補助対象経費に、設備の設置や稼働に直接必要のない経費（既存設備の撤去費や事務的な申請料等）が含まれていないか。		
34	添付資料 契約書（案）・見積書等の写し	申請された機器の税込み総工費、補助対象経費及び補助金算定額について、間違いがないか再計算したか。		
35	添付資料 契約書（案）	契約締結日（案）の記載がある場合、申請日以降であるか。		
36	添付資料 契約書（案）	建売住宅の場合は、売買契約締結日（案）の記載がある場合、申請日以降であるか。		
37	添付資料 カタログや図面、仕様書	設備のメーカー名、型式、容量など仕様が確認できる書類となっているか。		

作成日時：
年 月 日
申請者氏名：
↓該当しない項目はーとする。

No.	書類名	確認事項	チェック欄	備考
38	添付資料 カタログや図面、仕様書	設備の設置箇所が分かるか。		
39	添付資料 カタログや図面、仕様書	電力を使用する設備の場合は、再エネ発電設備と接続することがわかる書類はあるか。 ※接続できない場合、または設備容量が電力量に不足する場合は、不足分を再エネ電力証書（グリーン電力証書、再エネ電力由来クレジット、FIT非化石証書又は非FIT非化石証書（再エネ指定））の購入又は再エネ電力メニューからの調達で補うことがわかる書類はあるか。 > 既存再エネ設備がある場合：屋根に自家用費用の再エネ設備が設置されていることを証する何らかの書類 > 再エネ電力メニューからの調達がすでにある場合：契約書や検針票等 > 将来的に接続や再エネ電力メニューの購入等をする場合：再エネ発電設備設置工書の契約書や、電力会社との契約書若しくは契約申込書など		
40	添付資料 カタログや図面、仕様書 (高効率空調機器)	補助対象設備が、補助対象の要件を満たすことがわかる書類などの写しが添付されているか。 > 既存設備より省CO2 効果が得られることを証明する書類等		
41	添付資料 カタログや図面、仕様書 (高効率照明機器)	補助対象設備が、補助対象の要件を満たすことがわかる書類などの写しが添付されているか。 > 調光制御機能を有するLEDであることが分かる書類等		
42	添付資料 カタログや図面、仕様書 (高効率給湯器)	補助対象設備が、補助対象の要件を満たすことがわかる書類などの写しが添付されているか。 > 既存設備より省CO2 効果が得られることを証明する書類等 > 以下に該当する給湯器であることが分かる書類等 ・ 自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器（エコキュート） ・ 高効率直圧式石油給湯器（エコフィール） ・ 高効率貯湯式石油給湯器（エコフィール） ・ LPガスを燃料とする潜熱回収型給湯器（エコジョーズ） ・ ガスエンジン給湯器（エコウィル） ・ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（エコワン）		
43	添付資料 カタログや図面、仕様書 (断熱改修)	補助対象設備が、補助対象の要件を満たすことがわかる書類などの写しが添付されているか。 > 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅における断熱リフォーム支援事業）」の補助対象となる製品であることが分かる書類 > 既存住宅における断熱リフォーム支援事業のエネルギー計算結果早見表にある、改修率を満たしていることが分かる書類 > 居間又は主たる居室が改修範囲に含まれており、これらの部屋を中心に改修されていることが分かる書類 > 導入する断熱材及び窓・ガラスが、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工されることが分かる書類 > 玄関外皮の窓を改修する場合、玄関ドアと一体でない窓・ガラスが改修されることが分かる書類		
44	添付資料 既存設備の写真及び型番が確認できる書類 (既存設備の代替：高効率空調、照明、給湯器)	従来使用していた設備の写真や型番が分かる書類があるか。		
45	添付資料 既存設備の写真及び型番が確認できる書類 (新規導入：高効率空調、照明、給湯器)	比較対象とした一般的な設備の型番が分かる書類があるか。		

作成日時：

年 月 日

申請者氏名：

↓該当しない項目は-とする。

No.	書類名	確認事項	チェック欄	備考
46	添付資料 図面（断熱改修）	改修箇所等がわかる図面があるか。		
47	添付資料 その他 （断熱改修）	補助対象設備が、補助対象の要件を満たすことがわかる書類などの写しが添付されているか。 >専用住宅であり、事業実施主体自身が常時居住する住宅であることが分かる書類（住民票の写しに示す人物と申請者が同一であることが確認できること） >申請者が所有している住宅であることが分かる書類。		改修後に居住予定の場合は、改修後に当該住宅に居住し、住民票の写しの提出により同一人物であることを確認できること。 また申請者が今後住宅を所有予定の場合は、所有後に登記事項証明書の写しを提出し、住宅の所有者であることを確認できること。
48	添付資料 その他 （断熱改修：事業実施主体が買取再販業者の場合）	買取再販業者等が既存住宅を買い取り、本交付金によって、既存住宅断熱改修を行った住宅を住宅購入者に販売する場合、交付金額相当分が住宅購入者に還元されていることが分かる書類。		
49	添付資料 その他 （断熱改修 集合住宅の場合）	補助対象設備が、補助対象の要件を満たすことがわかる書類などの写しが添付されているか。 >原則、当該集合住宅の全ての対象住戸を改修することがわかる書類。※ただし、管理組合総会等の決議がある場合、全戸改修でなくとも可 >対象となる改修について、当該集合住宅の管理組合総会等での承認決議を得ていることが分かる書類。 >区分所有法で共用部とみなされている窓等を改修する場合は、管理規約等で共用部であることが確認できる書類。 >補助金の活用を前提とする改修の意思決定が確認できる議事録等の書類。 >交付金額相当分が住宅の購入者に還元されていることが確認できる書類（事業実施主体が買取再販業者の場合）		